

公益財団法人東根市スポーツ協会国民スポーツ大会出場に係る激励金交付基準

(交付目的)

第1条 東根市におけるスポーツ活動の普及、推進を提唱し、「市民一人一スポーツ」を目指すと共に、あわせて「競技力の向上」を推進する。

このため、国民スポーツ大会に出場し、上位入賞を図るべく大会出場に際し、個人、団体並びに団体編入競技者に対する活動奨励と激励を目的に、この交付基準により予算の範囲内において交付を行う。

(交付対象者)

第2条 対象とする個人及び団体は、下記に掲げる範囲とする。

(1) 個人については、東根市に居住または住所を有するもので、県選手団名簿に登録されている選手、監督、コーチほかチームスタッフ。なお、東根市に住所を有している者であっても居住の実態がない場合は交付の対象とならない。

ただし、東根市が設置する小学校又は中学校を卒業し、かつ、東根市内に帰省地を有する者で学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学する者も該当とする。

(2) 団体については、東根市に所在し、対象大会に出場する団体とする。

(交付の対象となる大会)

第3条 国民スポーツ大会とする。

(交付金額)

第4条 交付する金額は、一律、下記によるものとする。

(1) 個人については、1人につき5,000円とする。

(2) 団体については、1人につき3,000円とする。ただし、人数はエントリー数とする。

(交付の申請)

第5条 激励金の交付を受けようとする者は、激励金申請書（様式第1号）に必要書類を添え、会長に提出しなければならない。

2 同一大会において個人、団体両方で出場する場合、いずれか一方の区分で申請するものとする。

(激励金の交付等)

第6条 会長は、前条の申請があったときは、内容を審査の上、適当と認めたものについて激励金を交付する。

2 前項の審査の結果、激励金を交付することが適当でないとしたときは、その旨を通知するものとする。

(交付の取り消し及び返還)

第7条 会長は、激励金の交付の決定またはその交付を受けた者が次号のいずれかに該当するときは、

激励金の交付の決定を取り消し、その全部もしくは一部を返還させることができる。ただし、会長が返還について必要がないと認めたときは、この限りではない。

- (1) 本人の都合により、大会を欠場したとき
- (2) 事前に大会の中止が決まったとき
- (3) 激励金交付に伴う確認事項に関して、虚偽または不正があったとき

(施行月日)

この基準は、令和5年1月18日から施行する。